

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 規則

- 埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則(教委・総務課) 一
- 埼玉県立総合教育センター管理規則等の一部を改正する規則( ) 三
- 埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則( ) 四
- 埼玉県教育委員会の保有する個人情報保護等に関する規則の一部を改正する規則( ) 四
- 埼玉県立学校入学志願者選考手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(教委・財務課) 二二
- 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(教職員課) 二二
- 学校職員の通勤手当に関する規

### 訓令

- 学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(教職員課) 二二
- 埼玉県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則( ) 二二
- 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則( ) 二二
- 指導が不適切である教員の認定等の手続等に関する規則(小中学校人事課) 二二
- 埼玉県公立学校教員採用志願手続及び選考試験等に関する規則の一部を改正する規則( ) 二二
- 埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令(教委・総務課) 二七

- 教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令(教委・総務課) 三〇
- 埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令(教職員課) 三〇
- 埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令(教委・総務課) 三〇
- 埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令( ) 三三

- 埼玉県教育委員会教育長の権限に属する埼玉県立学校の授業料及び入学期の減免に関する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令(教委・財務課) 三三
- 埼玉県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令(福利課) 三三
- 埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令( ) 三三

## 規則

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県教育委員会委員長 高橋 史朗

### 埼玉県教育委員会規則第九号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

第五号第十一号中「県立学校」を「県立高等学校」に改め、同条第十五号中「高校改革推進室長、」及び「未利用となつている教育資産の活用推進に関する事項を処理するものに限る。」及び「高校改革推進室長に所属する職員」を削る。

第八号第四号中「その他の人事」の下に「(教職員人事評価制度に関するものを除く。)」を加え、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十三号中「、県立学校部参事及び県立学校部副参事」を「(県立学校人事課、高校教育指導課及び保健体育課並びに生徒指導室長の職務を所管する副部長に限る。)」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十四号を同条第十三号とする。

除く。)」を加え、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十三号中「、県立学校部参事及び県立学校部副参事」を「(県立学校人事課、高校教育指導課及び保健体育課並びに生徒指導室長の職務を所管する副部長に限る。)」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十四号を同条第十三号とする。

第十一条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 県立学校部副部长(特別支援教育課並びに学校・人事評価室長及び高校改革推進室長の職務を所管する副部长に限る。)、学校・人事評価室長、高校改革推進室長並びに学校・人事評価室長及び高校改革推進室長に所属する職員の庶務に関すること。

第十二条第七号中「その他の人事」の下に「教職員人事評価制度に関するものを除く。」を加える。

第十三条第一号中「県立及び市町村立の幼稚園」を削り、「市町村立の下に「幼稚園及び」を加え、同条に次の一号を加える。

十 市町村支援部参事の庶務に関すること。

第十四条第二十五号中「市町村支援部副参事」を「全国生涯学習フェスティバル推進室長、市町村支援部副参事及び全国生涯学習フェスティバル推進室長に所属する職員」に改め、同条第二十六号中「県立自然と川の博物館」の下に「県立川の博物館を除く。」を加え、同条第二十七号中「さいたま文学館」の下に「県立川の博物館」を加える。

第十五条第八号中「及び県立武道館」を削り、同条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 県立武道館の管理に関すること。

第二十一条第一項の表総務課の項中

報道幹	総務幹
上司の命を受け、報道機関を掌理し、その事務を処理職員を指揮監督する。	上司の命を受け、秘書に關機管理に關する総合調整にの他特に指定された事項を事務を処理するため、職員とともに、課長を助け、課の事務を監督し、課の事務を

する事務、危  
關する事務を  
掌理し、その  
を指揮監督す  
職員の担任す  
を総括整理す  
との連絡事務  
するため、職

に改める。

第二十二条第一項中「全国高校総体推進室長及び高校改革推進室長」を「及び全国高校総体推進室長」に改め、同条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行に係る点検及び評価に関すること。

第二十二條中第四項を削り、同條第五項中「全国高校総体推進室長及び高校改革推進室長」を「及び全国高校総体推進室長」に改め、同項を同條第四項とし、同條第六項中「全国高校総体推進室長及び高校改革推進室長」を「及び全国高校総体推進室長」に改め、「主任管理主事、管理主事」を削り、同項を同條第五項とする。

第二十三條第一項中「生徒指導室長」の下に「学校・人事評価室長及び高校改革推進室長」を加え、同條第四項中「生徒指導室長」の下に「学校・人事評価室長及び高校改革推進室長」を加え、「主査」の下に「主任管理主事、管理主事」を加え、同項を同條第六項とし、同條第三項中「生徒指導室長」の下に「学校・人事評価室長及び高校改革推進室長」を加え、「前條第五項」を「前條第四項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第二項の次に次の二項を加える。

3 学校・人事評価室長は、上司の命を受け、次に掲げる事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

一 学校評価制度に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。

二 教職員人事評価制度に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。

三 前二号に掲げる事務のほか、特に指定された事項に関すること。

4 高校改革推進室長は、上司の命を受け、高等学校教育の改革に係る施策の企画、

報道幹	総務幹
上司の命を受け、報道機関との連絡事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。	上司の命を受け、秘書に關機管理に關する総合調整に關する事務の他特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督するとともに、課長を助け、職員の担任する事務を監督し、課の事務を総括整理する。

調整及び推進に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

第二十三条の次に次の一条を加える。

第二十三条の二 前三条に定めるもののほか、市町村支援部に、全国生涯学習フェスティバル推進室長を置く。

2 全国生涯学習フェスティバル推進室長は、上司の命を受け、第二十一回全国生涯学習フェスティバルの開催に係る事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

3 全国生涯学習フェスティバル推進室長に、必要に応じて、副室長の職を付け、その職務は、第二十二条第四項に定めるとおりとする。

4 全国生涯学習フェスティバル推進室長に、必要に応じて、主幹、主査又は主任社会教育主事の職を付け、その職務は、第二十一条に定めるとおりとする。  
第二十五条第三項中「高校改革推進室長及び生徒指導室長」を「生徒指導室長、学校・人事評価室長、高校改革推進室長及び全国生涯学習フェスティバル推進室長」に改める。

附 則  
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県立総合教育センター管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県教育委員会委員長 高橋 史朗

埼玉県教育委員会規則第十号

埼玉県立総合教育センター管理規則等の一部を改正する規則

(埼玉県立総合教育センター管理規則の一部改正)

第一条 埼玉県立総合教育センター管理規則(平成十二年埼玉県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項の表中

担当部長	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するため、職員を指揮監督する。
------	-------------------------------------

理し、その事務

を

教育主幹	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するため、職員を指揮監督する。
担当部長	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するため、職員を指揮監督する。

理するとともにこれらの事務を

理し、その事務

に改める。

(埼玉県立図書館管理規則の一部改正)

第二条 埼玉県立図書館管理規則(平成十五年埼玉県教育委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項ただし書中「ただし」の下に「教育主幹」を加え、同項の表

副館長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、館長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
-----	--

副館長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、館長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
-----	--

に改

め、同条第二項の表主席司書主幹の項中「図書館法(昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

(埼玉県立歴史と民俗の博物館管理規則の一部改正)

第三条 埼玉県立歴史と民俗の博物館管理規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項ただし書中「ただし」の下に「教育主幹」を加え、同項の表

中  
副館長  
上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、館長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。

副館長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、館長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
教育主幹	上司の命を受け、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第四条第四項に規定する事務以外の事務で、特に困難なものに従事し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。

め、同条第二項の表主席学芸主幹の項中「博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）を「法」に改める。

附 則  
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県教育委員会委員長 高橋 史朗

埼玉県教育委員会規則第十一号

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和六十一年埼玉県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三十四号を第三十五号とし、第六号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等を行うこと。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県教育委員会委員長 高橋 史朗

埼玉県教育委員会規則第十二号

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「、同項第二号」を削る。

第九条第一項中「次に掲げる書類」の下に「有効期間を有するものにあつては、その有効期間内のものに限る。」を加え、同項第一号を次のように改める。

一 イに掲げる書類のいずれか一。ただし、イに掲げる書類を提示し、又は提出することができない場合には、ロに掲げる書類のいずれか二

イ 運転免許証、旅券、外国人登録証明書、住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二に規定する住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）別記様式第九号に規定する猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二十二條の二第一項の宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）別表第十三号様式に規定する無線従事者免許証、身体障害者手帳その他国若しくは地方公共団体の機関（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号に規定する法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第一条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。）が発行した写真のはり付けられた身分証明書若しくは資格証明書又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百二十四条に規定する各種学校（次のロ及び第十七条第

一項第一号においてこれらを「学校」という。)が発行した写真のはり付けられた身分証明書

ロ 健康保険の被保険者証、年金手帳の様式を定める省令(昭和四十九年厚生省令第四十号)に規定する年金手帳(第十七条第一号において「年金手帳」という。)、年金証書、在学している学校の在学証明書その他当該開示請求をする者が本人であることを確認するため教育委員会が適当と認める書類

第九条第二項を次のように改める。

2 開示請求書を教育委員会に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類のいずれか二を複写機により複写したものと及びその者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し(開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限り。)その他教育委員会が適当と認める書類を教育委員会に提出すれば足りる。

第九条第三項中「その他」を「その他の」に、「開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限り。」を「として教育委員会が適当と認めるもの」に改め、同条第四項中「記載した書面を添えて、教育委員会に提出」を「記載」に改める。

第十条第一項第二号を削り、同項第三号中「開示を実施することができる日、」を「県の事務所において開示を実施する場合には、開示を実施することができる日、」に改め、同号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 開示の実施に要する費用を負担すべき旨その他当該開示の実施に必要な事項第十七条を次のように改める。

(開示の実施における本人確認手続等)

第十七条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、教育委員会に対し、次に掲げる書類(有効期間を有するものにあつては、その有効期間内のものに限る。)のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

一 第九条第一項第一号イに掲げる書類のいずれか一。ただし、同号イに掲げる書類を提示し、又は提出することができない場合には、健康保険の被保険者証、年金手帳、年金証書、在学している学校の在学証明書その他当該開示を受ける者が本人であることを確認するため教育委員会が適当と認める書類のいずれか

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示を受ける者が本人であることを確認するため

教育委員会が適当と認める書類

2 写しの送付の方法により開示の実施を求める者は、条例第二十一条の規定による通知に係る書面その他の教育委員会が適当と認める書類を提出しなければならない。

3 条例第十五条第二項の規定により開示請求をした法定代理人が開示を受ける場合には、当該法定代理人は、戸籍謄本その他のその資格を証明する書類として教育委員会が適当と認めるものを教育委員会に提示し、又は提出しなければならない。

第十九条中「第四項から第六項まで」を「第四項第三号、第五項及び第六項」に改め、「同条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

本則に次の一条を加える。

(様式)

第二十四条 次の各号に掲げる書面の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 条例第十六条第一項の書面 様式第一号の保有個人情報開示請求書

二 条例第二十一条第一項に規定する保有個人情報の全部の開示を決定した場合の書面 様式第二号の保有個人情報開示決定通知書

三 条例第二十一条第一項に規定する保有個人情報の一部の開示を決定した場合の書面 様式第三号の保有個人情報部分開示決定通知書

四 条例第二十一条第二項の書面 様式第四号の保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

五 条例第二十二条第二項の書面 様式第五号の保有個人情報開示決定等期間延長通知書

六 条例第二十三条第三項の書面 様式第六号の保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

七 条例第二十三条第一項の書面 様式第七号の保有個人情報の開示請求に係る

事例移送通知書

八 条例第二十四条第二項の書面 様式第八号の保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書

九 条例第二十四条第三項(条例第四十三条において準用する場合を含む。)の書面 様式第九号の保有個人情報開示決定に係る通知書

十 条例第二十五条第三項の規定による申出に係る書面 様式第十号の保有個人

情報の開示の実施方法等申出書

- 十一 条例第三十条第一項の書面 様式第十一号の保有個人情報訂正請求書
  - 十二 条例第三十二条第一項の書面 様式第十二号の保有個人情報訂正決定通知書
  - 十三 条例第三十二条第二項の書面 様式第十三号の保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書
  - 十四 条例第三十三条第二項の書面 様式第十四号の保有個人情報訂正決定等期間延長通知書
  - 十五 条例第三十三条第三項の書面 様式第十五号の保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書
  - 十六 条例第三十四条第一項の書面 様式第十六号の保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書
  - 十七 条例第三十五条の書面 様式第十七号の提供をしている保有個人情報の訂正決定通知書
  - 十八 条例第三十七条第一項の書面 様式第十八号の保有個人情報利用停止請求書
  - 十九 条例第三十九条第一項の書面 様式第十九号の保有個人情報利用停止決定通知書
  - 二十 条例第三十九条第二項の書面 様式第二十号の保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書
  - 二十一 条例第四十条第二項の書面 様式第二十一号の保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書
  - 二十二 条例第四十条第三項の書面 様式第二十二号の保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書
  - 二十三 条例第四十二条の規定による通知に係る書面 様式第二十三号の埼玉県個人情報保護審査会諮問通知書
- 別表の次に次の二十三様式を加える。

様式第1号(第24条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

(ふりがな)  
氏名

住所又は居所  
〒

電話 ( )

埼玉県個人情報保護条例第15条の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有情報 (具体的に記載してください。)	
--------------------------------	--

(注) 法定代理人が請求する場合は、次の欄に記載してください。

本人の状況等 □内は、該当する箇所にし印を付してください。	(ふりがな) 本人の氏名及び生年月日 本人の住所又は居所及び連絡先 本人の状況 □未成年者(15歳以上) □有 □無	法定代理人が請求する場合は、次の欄に記載してください。
----------------------------------	---	-----------------------------

(注) 次の欄の記載は任意です。

求める開示の実施の方法 開示の実施の方法に希望するものがあれば、□内にし印を付してください。	1 文書又は図画の場合 □閲覧 □写しの交付(□送付を希望) 2 電磁的記録の場合 □用紙に出力したものの閲覧 □用紙に出力したものの交付 □送付を希望) □専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴 □電磁的記録媒体に複写したものの交付(□送付を希望)
---	---

(注) 次の欄は実施機関が記入しますので、記載しないでください。

開示の実施の希望日 年 月 日	請求者本人確認書類 □運転免許証 □旅券 □外国人登録証明書 □住民基本台帳カード(写真付き) □その他( )
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類 担 当 課 所	□戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他( )
備考	電話番号

様式第2号(第24条関係)

保有個人情報開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県教育委員会

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、埼玉県個人情報保護条例第21条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定したので通知します。

開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の情報	
開示を実施することができる日時(次のいずれか1日)	年 月 日 時 年 月 日 時 年 月 日 時
開示の場所	
求めることができる開示の実施の方法	
開示の実施に必要な事項	
担当課所	電話番号
備考	

(注) 1 開示を受ける際は、この通知書及び開示請求に係る保有個人情報の本人であること(法定代理人が開示を受ける場合には、法定代理人本人であること及び法定代理人であること(資格)を証明する書類を担当者に提示し、又は提出してください。

2 開示を実施することができる日時は、開示を実施することができる日時の欄に記載された日時のうち希望の日時を選択することができます。希望の日時は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。

3 開示の実施の方法は、求めることができる開示の実施の方法に記載されている方法から選択することができます。保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。

4 保有個人情報の開示の実施方法等申出書による申出は、この通知があった日から30日以内に行ってください。

様式第3号(第24条関係)

保有個人情報部分開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県教育委員会

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、埼玉県個人情報保護条例第21条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定したので通知します。

開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の情報	
開示しない理由及びその情報	
開示を実施することができる日時(次のいずれか1日)	年 月 日 時 年 月 日 時 年 月 日 時
開示の場所	
求めることができる開示の実施の方法	
開示の実施に必要な事項	
担当課所	電話番号
備考	

(注) 1 開示を受ける際は、この通知書及び開示請求に係る保有個人情報の本人であること(法定代理人が開示を受ける場合には、法定代理人本人であること及び法定代理人であること(資格)を証明する書類を担当者に提示し、又は提出してください。

- 2 開示を実施することができる日時は、開示を実施することができる日時の欄に記載された日時のうち希望の日時を選択することができます。希望の日時は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 3 開示の実施の方法は、求めることができる開示の実施の方法等に記載されている方法から選択することができます。保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 4 保有個人情報の開示の実施方法等申出書による申出は、この通知があった日から30日以内に行ってください。

教 示

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県教育委員会です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号（第24条関係）

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県教育委員会

印

年 月 日付けて開示請求のあった保有個人情報については、埼玉県個人情報保護条例

第21条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示しない理由	
担当課所	電話番号
備考	

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県教育委員会です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号（第24条関係）

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県教育委員会

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、埼玉県個人情報保護条例第22条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
延長前の期間	年 月 日 から ( 日間)
延長後の期間	年 月 日 から ( 日間)
延長する理由	
担当課所	電話番号
備考	

様式第6号(第24条関係)

保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県教育委員会

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、埼玉県個人情報保護条例第22条第3項の規定により、開示請求があった日から起算して60日以内に当該保有個人情報の相当の部分について開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当期間内に開示決定等を行いますので、次のとおり通知します。

なお、当該保有個人情報の相当の部分についての開示決定等及び残りの保有個人情報についての開示決定等を行ったときは、それぞれ通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
埼玉県個人情報保護条例第22条第3項を適用する理由	
当該保有個人情報の相当の部分について開示決定等を行う期	年 月 日
残りの保有個人情報等について開示決定を行う期	年 月 日
担当課	電話番号
備考	

様式第7号(第24条関係)

保有個人情報の開示請求に係る事業移送通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県教育委員会

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事業について、埼玉県個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、移送先の実施機関において行います。

開示請求に係る保有個人情報	実施機関	所在地
	担当課	電話番号
移送をした日	年 月 日	
移送の理由		
担当課	電話番号	
備考		

様式第8号(第24条関係)

保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書

第 年 月 日 号

様

埼玉県教育委員会

埼玉県個人情報保護条例第15条第1項の規定に基づき、  
 に関する情報  
 が含まれている保有個人情報について開示請求があったので、同条例第24条第2項の規定により通知  
 します。

当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」により回答してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がないときは、特に御意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人情報	
開示請求の年月日	年 月 日
埼玉県個人情報保護条例第24条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び当該規定の適用理由 <input type="checkbox"/> 内は、該当する箇所に レ印を付してください。	<input type="checkbox"/> 適用区分) <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先 (担当課所)	電話番号
意見書の提出期限	年 月 日

別紙

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

(ふりがな)

氏名

(法人その他の団体にあつては、その団体の名称及び代表者氏名)

住所又は居所

〒

電話

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付け

第 号で照会のおつた件について、次のとおり回答します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示に反対する意思の有無 <input type="checkbox"/> 内は、該当する箇所に レ印を付してください。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
開示に関しての意見 <input type="checkbox"/> 内は、該当する箇所に レ印を付してください。	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障はない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)がある具体的な理由
連絡先	

様式第9号(第24条関係)

保有個人情報開示決定に係る通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県教育委員会

印

年 月 日付け 第 号で照会した

に関する情報が

含まれている保有個人情報について、次のとおり開示することを決定しましたので、埼玉県個人情報

保護条例 第24条第3項

第43条において準用する同条例第24条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担当課所	電話番号
備考	

様式第10号(第24条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

電話

( )

年 月 日付け 第 号

で通知のあった開示決定について、埼玉県個人情報保護条例第25条第3項の規定により、次のとおり開示の実施の方法等を申し上げます。

開示請求に係る保有個人情報	
開示の実施を希望する日時	年 月 日 時
求める開示の実施の方法	
埼玉県個人情報保護条例第21条第1項の規定による開示決定の通知のあった日(決定通知書を受領した日)	年 月 日
備考	

(注) 1 求める開示の実施の方法の欄は、開示決定通知書に記載された求めることができる開示の実施の方法のうちから選択し、記入してください。

2 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を希望する場合は、備考欄にその旨及び当該部分を記入してください。

様式第11号(第24条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

電話 ( )

埼玉県個人情報保護条例第29条の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	(開示決定通知書の番号)	(日付)	年 月 日
訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項	(趣旨)	(開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報)		
訂正請求の趣旨及び理由	(理由)			

(注) 法定代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

本人の状況等	(ふりがな)	本人の氏名	( )	年 月 日(生)
□内は、該当する箇所にして印を付してください。	本人の生年月日	本人の住所又は居所及び連絡先	電話	( )
	本人の状況	□未成年者	□成年後見人	

(注) 次の欄は実施機関が記入しますので、記載しないでください。

請求者本人確認書類	□運転免許証 □旅券 □外国人登録証明書 □住民基本台帳カード(写真付き) □その他( )
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類	□戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他( )
担当課所	電話番号
備考	

様式第12号(第24条関係)

保有個人情報訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県教育委員会

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、埼玉県個人情報保護条例第32条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	(内容)
訂正請求の趣旨	(理由)
決定内容及び理由	(理由)
担当課所	電話番号
備考	

教 示

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県教育委員会です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第13号（第24条関係）

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県教育委員会

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、埼玉県個人情報保護条例第32条第2項の規定により、次のとおり訂正しないことと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
訂正をしない理由	
担当課所	電話番号
備考	

教 示

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において

様式第14号(第24条関係)

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県教育委員会

印

埼玉県を代表する者は、埼玉県教育委員会です。  
ただし、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、埼玉県個人情報保護条例第33条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしますので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
延長前の期間	年 月 日 から ( 日間) 年 月 日 まで
延長後の期間	年 月 日 から ( 日間) 年 月 日 まで
延長する理由	
担当課所	電話番号
備考	

様式第15号(第24条関係)

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県教育委員会

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、埼玉県個人情報保護条例第33条第3項の規定により、訂正決定等の期限を次のとおりとさせていただきます。

訂正請求に係る保有個人情報	
埼玉県個人情報保護条例第33条第3項を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
担当課所	電話番号
備考	

様式第16号(第24条関係)

保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県教育委員会

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、埼玉県個人情報保護条例第34条第1項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、移送先の実施機関において行います。

訂正請求に係る保有個人情報	実施機関	所在地
	移送先 担当課所	電話番号
移送をした日	年 月 日	
移送の理由		
担当課所	電話番号	
備考		

様式第17号(第24条関係)

提供をしている保有個人情報の訂正決定通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県教育委員会

印

に提供をしている次の保有個人情報については、埼玉県個人情報保護

条例第31条の規定により訂正をしたので、同条例第35条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	(氏名、住所等)
訂正請求者の氏名等保有個人情報	を特定するための情報
訂正請求の趣旨	(内容)
訂正決定をする内容及び理由	(理由)
担当課所	電話番号
備	

様式第18号(第24条関係)

保有個人情報利用停止請求書

第 年 月 日

埼玉県教育委員会 様

(ふりがな) 氏名

住所又は居所

〒

電話

埼玉県個人情報保護条例第36条の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
利用停止請求に係る保有個人情報	(開示決定通知書の番号) (日付) 年 月 日 (開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報)
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) → □利用の停止 □消去 □第1号該当 → 提供の停止 □第2号該当 (理由)
□内は、該当する箇所にレ印を付してください。	

(注) 法定代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

本人の状況等	(ふりがな) 本人の氏名及び生年月日 ( ) 年 月 日生)
□内は、該当する箇所にレ印を付してください。	本人の住所又は居所及び連絡先 電話 ( )
本人の状況	□未成年者 □成年被後見人

(注) 次の欄は実施機関が記入しますので、記載しないでください。

請求者本人確認書類	□運転免許証 □旅券 □外国人登録証明書 □住民基本台帳カード(写真付き) □その他 ( )
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類	□戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他 ( )
担当課所	電話番号
備	

様式第19号(第24条関係)

保有個人情報利用停止決定通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県教育委員会

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、埼玉県個人情報保護条例第39条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることと決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報	
利用停止請求の趣旨	(内容)
利用停止決定を理由内容及び理由	(理由)
担当課所	電話番号
備考	

教 示

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において

埼玉県を代表する者は、埼玉県教育委員会です。ただし、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第20号(第24条関係)

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県教育委員会

印

年 月 日付にて利用停止請求のあった保有個人情報については、埼玉県個人情報保

護条例第39条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことと決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報	
利用停止をしない理由	
担当課所	電話番号
備考	

## 教 示

## 1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

## 2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において

埼玉県を代表する者は、埼玉県教育委員会です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第21号(第24条関係)

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、埼玉県個人情報保護条例第40条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報	
延長前の期間	年 月 日 から ( 日間) 年 月 日 まで
延長後の期間	年 月 日 から ( 日間) 年 月 日 まで
延長する理由	
担当課所	電話番号
備考	

様式第22号(第24条関係)

保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、埼玉県個人情報保護条例第40条第3項の規定により、利用停止決定等の期間を次のとおりとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報	
埼玉県個人情報保護条例第40条第3項を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
担当課所	電話番号
備考	

様式第23号(第24条関係)

埼玉県個人情報保護審査会諮問通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県教育委員会

印

年 月 日 日付の

に対する不服申立てについて、埼玉県個人情報

保護条例第41条の規定により埼玉県個人情報保護審査会に諮問したので、同条例第42条の規定により通知します。

開示決定等に係る保有個人情報	
不服申立ての内容	
不服申立てがあった日	年 月 日
諮問をした日	年 月 日
担当課所	電話番号
備考	

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県立学校入学志願者選考手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県教育委員会委員長 高橋史朗

埼玉県教育委員会規則第十三号

埼玉県立学校入学志願者選考手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(埼玉県立学校の授業料及び入学料の減免に関する規則の一部改正)

第一条 埼玉県立学校の授業料及び入学料の減免に関する規則(昭和五十一年埼玉県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める

埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則

第一条中「埼玉県立学校授業料等徴収条例」を「埼玉県立高等学校授業料等徴収条例」に、「埼玉県立学校の」を「埼玉県立高等学校の」に改める。

第二条第一項中「埼玉県立学校」を「埼玉県立高等学校」に改める。

第四条第一項中「園長を含む。以下同じ。」を削る。

(埼玉県立高等学校通則の一部改正)

第二条 埼玉県立高等学校通則(昭和三十年埼玉県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「埼玉県立学校授業料等徴収条例」を「埼玉県立高等学校授業料等徴収条例」に改める。

第二十四条中「埼玉県立学校の授業料及び入学料の減免に関する規則」を「埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則」に改める。

(埼玉県立高等学校通信教育規程の一部改正)

第三条 埼玉県立高等学校通信教育規程(昭和三十四年埼玉県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「埼玉県立学校授業料等徴収条例」を「埼玉県立高等学校授業料等徴収条例」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県教育委員会委員長 高橋史朗

埼玉県教育委員会規則第十四号

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。  
第十二条第一項を次のように改める。

新たに職員となつた者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める号給

イ 第九条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められている職員 当該号給

ロ 第九条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない職員 初任給基準表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定により得られる号給

二 その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員 その者の属する職務の級の最低の号給

別表第二一級の項中「中学校又は幼稚園」を「又は中学校」に改め、同表三級の項中「小学校又は中学校」を「小学校等」に改め、「及び幼稚園の園長の職務」を削り、同表四級の項中「小学校又は中学校」を「小学校等」に改める。

別表第三四級の項中「主任」を「栄養主任」に改め、同表五級の項1中「主査」を「栄養主査」に改め、同項2中「主任」を「栄養主任」に改める。

別表第五の備考第一項第二号(4)中「小学校、中学校又は幼稚園教諭」を「幼稚園、

小学校又は中学校教諭」に改める。

別表第六の職種の欄中

校長及び 園長	を	校長	に改める。
------------	---	----	-------

別表第九の二短大卒の部2短大二卒の項(3)及び三高校卒の部1高校専攻科卒の項(1)中、「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同部2高校三卒の項(1)中「若しくは中等教育学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の高等部」を「、中等教育学校又は特別支援学校(同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。)」に改め、同部3高校二卒の項(1)中「第二十二号第一号又は第二十二号に規定する学校又は養成所」を「による准看護師学校又は准看護師養成所」に改め、同表の四中学校卒の部中学校卒の項(1)中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校の中等部」を「特別支援学校(同法第七十六条第二項に規定する中等部に限る。)」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の「特別支援学校」には平成十八年法律第八十号による改正前の学校教育法による盲学校、ろう学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成十三年法律第五十三号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護師学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護師養成所を含むものとする。

別表第十一備考第六号(2)中「昼間課程二年制」を「昼間課程」に改め、「卒業者」の下に「(独立行政法人大学評価・学位授与機構(旧大学評価・学位授与機構及び旧学位授与機構を含む。以下同じ。))から学士の学位を授与されたものを除く。」を加え、同号(3)及び(4)中「(旧大学評価・学位授与機構を含む。)」を削り、同号(6)中「独立行政法人海員学校」を「旧独立行政法人海員学校」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県教育委員会委員長 高橋史朗

埼玉県教育委員会規則第十五号

学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の通勤手当に関する規則(昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第五号)

の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「条例同条同項」を「同項」に改め、同条第二項中「条例同条同項」を「条例第九条の五第一項」に改める。

第八条の三第二号中「同項第一号」を「同項第一号」に改め、同条第三号中「同項第二号」を「同項第二号」に改める。

第九条第一項中「次の各号に掲げるもの」を「自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「一月（次項において「基準月」という。）を「前年の一月から十二月までの期間（次項において「基準期間」という。）に改め、同条第三項中「基準月の属する年」を「基準期間の属する年の翌年」に改める。

第十二条の三第二項中「同号に定める期間に係る最後」を「次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後」に改め、「法第二十八条の二第一項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他教育委員会の定める事由が」を削り、「同号に定める期間に係る最初」を「当該期間に係る最初」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 法第二十八条の二第一項の規定による退職その他の離職をすること。
- 二 長期間の研修等のために旅行をすること。
- 三 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。
- 四 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。
- 五 その他教育委員会の定める事由が生ずること。

#### 附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県教育委員会委員長 高橋 史 朗

#### 埼玉県教育委員会規則第十六号

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則（平成十一年埼玉県教育委員会規則第十二

号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第五条第一項第四号」を「第五条第一項第三号」に、「社会福祉科」を「福祉科」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県教育委員会委員長 高橋 史 朗

#### 埼玉県教育委員会規則第十七号

埼玉県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則

（埼玉県立高等学校管理規則の一部改正）

第一条 埼玉県立高等学校管理規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二を削る。

（教育職員の免許状に関する規則の一部改正）

第二条 教育職員の免許状に関する規則（昭和四十三年埼玉県教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「、中学校」の下に「及び」を加え、「特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改める。

（義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正）

第三条 義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年埼玉県教育委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、幼稚園」を削る。

第三条中第六号を削り、第七号を第六号とする。

（埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正）

第四条 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和五十四年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改める。

## 附則

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 第四条の規定による改正後の埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則第一条の規定の適用については、当分の間、同条中「特別支援学校」とあるのは、「特別支援学校並びに廃止前の幼稚園」とする。

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県教育委員会委員長 高橋史朗

## 埼玉県教育委員会規則第十八号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「第十二条第一号」を「第十二条第一項第一号」に改める。

第十六条第一項中「第十二条各号」を「第十二条第一項各号」に改める。

（一）の下に「育児短時間勤務職員等、」を、「再任短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

## 附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

指導が不適切である教員の認定等の手続等に関する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県教育委員会委員長 高橋史朗

## 埼玉県教育委員会規則第十九号

指導が不適切である教員の認定等の手続等に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条の

二第五項及び第六項の規定に基づき、児童又は生徒に対する指導が不適切である教員の認定等の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において「教員」とは、埼玉県立学校の職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員のうち、埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が任命権を有する教諭、助教諭及び講師（常時勤務のものに限る。）をいう。

2 この規則において「指導が不適切である教員」とは、精神疾患その他の疾病等以外の理由により、児童又は生徒を適切に指導できないため、授業その他の教育活動に当たらせることなく指導の改善を図るための研修（以下「指導改善研修」という。）に専念させる措置を講ずる必要がある教員をいう。

（認定の申請）

第三条 指導が不適切である教員の認定に係る申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者（以下「申請者」という。）が、県教育委員会に申請するものとする。

- 一 県立学校の教員 当該申請に係る教員が勤務する学校の校長
- 二 市町村立学校の教員 当該申請に係る教員が勤務する学校を設置する市町村の教育委員会

2 前項の規定による申請には、次に掲げる事項を記載した書類を添付するものとする。

- 一 授業その他の教育活動等の状況
- 二 児童、生徒、保護者等からの意見等の記録
- 三 校長等が行ってきた指導等及びその指導等による改善状況の記録
- 四 前三号に掲げるもののほか、埼玉県教育委員会教育長（第九条において「教育長」という。）が必要と認める事項

3 県教育委員会は、第一項の規定による申請があったときは、当該申請に係る教員に、その旨を通知し、書面又は口頭により意見を申し立てる機会を与えなければならない。

（認定等）

第四条 県教育委員会は、前条第一項の規定による申請により指導が不適切である教員の認定をしたときは、申請者に通知するものとする。

2 県教育委員会は、前項の認定を行うときは、別に定める指導力判定委員会（第

七条第二項において「判定委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

(指導改善研修)

第五条 指導改善研修は、別に定めるところにより、埼玉県立総合教育センターにおいて、一年を超えない範囲内で実施し、当該研修の始期は原則として四月一日とする。ただし、特に必要があると認めるときは、県教育委員会は、指導改善研修を開始した日から引き続き二年を超えない範囲内で、指導改善研修の期間を延長することができる。

2 前項の規定にかかわらず、県教育委員会は、必要に応じ、あらかじめ申請者と協議の上、前項に規定する指導改善研修の期間の範囲内で継続的に学校において指導改善研修を実施することができる。

3 県教育委員会は、指導改善研修を実施する場合、指導計画を作成し、その指導計画の下に、研修を行うものとする。

(状況報告等)

第六条 埼玉県立総合教育センター所長は、指導が不適切である教員の指導改善研修の状況について、県教育委員会に報告するものとする。

2 県教育委員会は、前項の規定による報告があつたときは、申請者に、その写しを送付するものとする。

3 県教育委員会は、次条第一項の認定の前までに、指導が不適切である教員から書面又は口頭により意見を聴取し、指導が不適切である教員の指導力の改善状況等に関する所見を作成し、申請者に通知するものとする。

(改善の程度の認定)

第七条 県教育委員会は、指導が不適切である教員について、指導改善研修の終了時に、次の各号のいずれかの指導の改善の程度に関する認定を行い、申請者に通知するものとする。

一 指導が改善し、児童又は生徒に対して適切に指導を行える程度

二 児童又は生徒に対する指導がなお不適切であるが、引き続き指導改善研修を行うことにより、適切に指導を行える程度までの改善が見込まれる程度

三 児童又は生徒に対する指導がなお不適切であり、引き続き指導改善研修を行っても、適切に指導を行える程度まで改善することが困難な程度

2 県教育委員会は、前項の認定を行うときは、判定委員会の意見を聴かなければならない。

3 申請者は、第一項の認定について、あらかじめ意見を申し出ることができる。

(勤務校に対する人事上の措置)

第八条 県教育委員会は、第五条第一項の指導改善研修の実施に伴い、学校運営に支障を来すことのないよう必要な人事上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第九条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県公立学校教員採用志願手続及び選考試験等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県教育委員会委員長 高橋 史朗

埼玉県教育委員会規則第二十号

埼玉県公立学校教員採用志願手続及び選考試験等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県公立学校教員採用志願手続及び選考試験等に関する規則(昭和三十一年埼玉県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「、特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改める。

第四条第一項第一号中「教員採用志願書」を「教員採用志願書(第一号様式)」に改め、同項第二号中「教員免許状授与証明書」を「教育職員免許状授与証明書」に改める。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式(第4条関係)

埼玉県公立学校教員採用志願書

受験番号 一 ※ 二 ※

埼玉県教育委員会様
平成 年 月 日
志願区分
小学校等教員
中学校等教員
高等学校等教員
養護教員
栄養教員
受験教科(科目)
私は、右の志願区分による埼玉県公立学校教員採用を志願します。
自筆署名
氏名
昭和 年 月 日生 ( 歳)
現住所
採用事務連絡先
最終学歴
免許取得のための通信・聴講等
備考

○ 外国籍の方は、備考( )内に国名を記入すること。

Table with columns: 学歴 (高等学校から記入すること。), 職歴, 学校名, 在学期間, 勤務先及び所在地, 職務内容, 在職期間, 退職理由. Includes a section for 所有資格等 (教員免許状を除く.)

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

埼玉県教育委員会訓令第2号

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

埼玉県教育局  
県立教育機関

埼玉県教育委員会委員長 高橋 史朗

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程(昭和六十一年埼玉県教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第六条中「、高校改革推進室長、生徒指導室長」を「、生徒指導室長、学校・人事評価室長、高校改革推進室長、全国生涯学習フェスティバル推進室長」に改める。  
第八条第一項中「総務幹、報道幹、調整幹」を「報道幹」に改め、「教育指導幹」の下に「、総務幹、調整幹」を加える。

第十二条第三項中「副館長」の下に「、教育主幹」を加える。  
別表第一第一号を次のように改める。

一 県教育行政の基本方針を決定すること。	1 教育振興基本計画を定めること。	
	2 教育行政重点施策を定めること。	

別表第一中第十七号を第十八号とし、第十号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第九号を次のように改め、第十号とする。

十 教育委員会の附属機関の委員の任免を行うこと。	教育委員会の附属機関の委員の任免を行うこと。	
--------------------------	------------------------	--

別表第一中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価等を行うこと。	教育委員会の権限に属する事務の管理及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成すること。	
---	--	--

別表第二教育総務部の表総務課の項第二号教育委員会決裁事項の欄に次のように加える。

18 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第十八条第一項の規定に基づき、副教育長等職員として任期を定めて採用すること。

別表第二教育総務部の表総務課の項第二号教育長専決事項の欄1中「及び12から15まで」を「、12から15まで及び21」に改め、同欄16中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)」を「育児休業法」に改め、同欄18中「第九条」を「第十九条」に改め、同欄18を同欄22とし、同欄17の次に18から21までとして次のように加える。

18 育児休業法第十条又は第十一条の規定に基づき、副教育長又は部長の育児短時間勤務又は育児短時間勤務の延長の承認をすること。

19 育児休業法第十二条において準用する同法第五条第二項の規定に基づき、18の承認を取り消すこと。

20 育児休業法第十七条の規定に基づき、副教育長又は部長の育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。

21 育児休業法第十八条第一項の規定に基づき、主査級以上の職員として任期を定めて採用すること。

別表第二教育総務部の表総務課の項第二号部長専決事項の欄中19を23とし、同欄18中「第九条」を「第十九条」に改め、同欄中18を22とし、17の次に18から21までとして次のように加える。

18 育児休業法第十条又は第十一条の規定に基づき、副部長、参事、部付、課長、

教育事務所長及び県立教育機関の長の育児短時間勤務又は育児短時間勤務の期間の延長の承認をすること。

19 育児休業法第十二条において準用する同法第五条第二項の規定に基づき、18の承認を取り消すこと。

20 育児休業法第十七条の規定に基づき、副部長、参事、部付、課長、教育事務所長及び県立教育機関の長の育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。

21 育児休業法第十八条第一項の規定に基づき、職員(主査級以上の職員、職務の級が行政職給料表の一級の職員及び技能職員を除く。)として任期を定めて採用すること。

別表第二教育総務部の表総務課の項第五号教育長専決事項の欄1中「信託法(大正十一年法律第六十二号)第六十八条」を「公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号。以下この項において「法」という。)」に改め、同欄中3及び4を削り、同欄2中「第七十二条において準用する第四十七条」を「第五十八条第四項及び法第八条」に改め、同欄中2を4とし、1の次に2及び3として次のように加える。

2 法第六条の規定に基づき、信託の併合又は信託の分割を許可すること。

3 信託法(平成十八年法律第八号)第四十六条第一項及び法第八条の規定に基づき、検査役を選任すること。

別表第二教育総務部の表総務課の項第五号教育長専決事項の欄中6を10とし、5を9とし、4の次に5から8までとして次のように加える。

5 信託法第六十二条第四項及び法第八条の規定に基づき、新たな受託者を選任すること。

6 信託法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定に基づき、信託財産管理者を解任すること(信託法第七十四条第六項において準用する信託財産法人管理人を解任する場合を含む)。

7 信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定に基づき、信託管理人を解任すること。

8 信託法第六十五条第一項及び法第八条の規定に基づき、信託を終了すること。  
別表第二教育総務部の表総務課の項第五号部長専決事項の欄1中「信託法第六十七条及び第六十九条第一項」を「法第三条及び第四条第一項」に改め、同欄2中「信託法第七十条」を「法第六条」に、「信託条項」を「信託」に、「認可」を「許可」

に改め、同欄3中「第七十一条」を「第七条」に改め、同欄4及び5を次のように改める。

4 信託法第六十三条及び法第八条の規定に基づき、信託財産管理者による管理を命ずること。

5 信託法第六十六条第四項及び法第八条の規定に基づき、信託法第六十六条第四項各号に掲げる行為の範囲を超える行為を許可すること。

別表第二教育総務部の表総務課の項第五号部長専決事項の欄6中「埼玉県教育委員会」の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則」を「埼玉県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則」に、「第十六条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同欄中6を12とし、5の次に6から11までとして次のように加える。

6 信託法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定に基づき、信託財産管理者の辞任を許可すること(信託法第七十四条第六項において準用する信託財産法人管理人の辞任を許可する場合を含む)。

7 信託法第七十四条第二項及び法第八条の規定に基づき、信託財産法人管理人による管理を命ずること。

8 信託法第二百二十三条第四項又は同法第二百五十八条第六項及び法第八条の規定に基づき、信託管理人を選任すること。

9 信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定に基づき、信託管理人の辞任を許可すること。

10 信託法第二百二十九条第一項において準用する同法第六十二条第四項及び法第八条の規定に基づき、新たな信託管理人を選任すること。

11 法第三条及び第四条第一項の規定に基づき、事業計画及びこれに伴う収支予算について変更を命じ、又は運営委員会等の設置を命ずること。

別表第二県立学校部の表県立学校人事課の項教育委員会決裁事項の欄中17として次のように加える。

17 育児休業法第十八条第一項の規定に基づき、校長として任期を定めて採用すること。

別表第二県立学校部の表県立学校人事課の項教育長専決事項の欄中20から22までとして次のように加える。

20 育児休業法第十八条第一項の規定に基づき、教頭として任期を定めて採用すること。

21 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条の二の規定に基づき、職員(教諭、助教諭及び常勤の講師に限る。)に対して、児童等に対する指導が不適切であると認定すること。

22 教育公務員特例法第二十五条の二第四項の規定に基づき、指導改善研修を受けた職員の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行うこと。

別表第二市町村支援部の表小中学校人事課の項第一号部長専決事項の欄1中「及び16から19まで」を「、16から19まで及び24」に改め、同欄22中「第九条」を「第十九条」に改め、同欄22を26とし、21の次に22から25として次のように加える。

22 育児休業法第十条又は第十一条の規定に基づき、校長の育児短時間勤務又は育児短時間勤務の期間の延長の承認をすること。

23 育児休業法第十二条において準用する同法第五条第二項の規定に基づき、22の承認を取り消すこと。

24 育児休業法第十七条の規定に基づき、校長の育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。

25 育児休業法第十八条第一項の規定に基づき、事務職員又は技術職員として任期を定めて採用すること。

別表第二市町村支援部の表県立学校校人事課の項部長専決事項の欄中27として次のように加える。

27 教育公務員特例法第二十五条の二第五項の規定に基づき、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び保護者たる者の意見を聴くこと。

別表第二市町村支援部の表高校教育指導課の項第三号部長専決事項の欄1中「第四十五条の二第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

別表第二市町村支援部の表小中学校校人事課の項第一号教育委員会決裁事項の欄中17として次のように加える。

17 育児休業法第十八条第一項の規定に基づき、校長として任期を定めて採用すること。

別表第二市町村支援部の表小中学校校人事課の項第一号教育長専決事項の欄中15から17までとして次のように加える。

15 育児休業法第十八条第一項の規定に基づき、教頭として任期を定めて採用すること。

16 教育公務員特例法第二十五条の二第一項の規定に基づき、負担法第一条に規定

する職員(教諭、助教諭及び常勤の講師に限る。)に対して、児童等に対する指導が不適切であると認定すること。

17 教育公務員特例法第二十五条の二第四項の規定に基づき、指導改善研修を受けた負担法第一条に規定する職員の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行うこと。

別表第二市町村支援部の表小中学校校人事課の項第一号部長専決事項の欄1中「主任及び栄養技師」を「栄養主任及び栄養技師」に改め、同欄中14から17までとして次のように加える。

14 育児休業法第十条又は第十一条の規定に基づき、校長の育児短時間勤務又は育児短時間勤務の期間の延長の承認をすること。

15 育児休業法第十二条において準用する同法第五条第二項に基づき、14の承認を取り消すこと。

16 育児休業法第十七条の規定に基づき、校長の育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。

17 教育公務員特例法第二十五条の二第五項の規定に基づき、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び保護者たる者の意見を聴くこと。

別表第二市町村支援部の表小中学校校人事課の項第三号教育長専決事項の欄中「第八十三条第二項」を「第三十三条第二項」に、「第八十二条の八第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同号部長専決事項の欄1中「第八十三条第二項」を「第三十三条第二項」に、「第八十二条の八第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同欄2中「第八十四条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同欄3中「第八十四条第二項」を「第三十六条第二項」に改める。

別表第四教育事務所長の項専決事項の欄6中「主任及び栄養技師」を「栄養主任及び栄養技師」に改め、同欄中9を13とし、8の次に9から12までとして次のように加える。

9 育児休業法第十条第十一項の規定に基づき、負担法第一条に基づき、負担法第一条に規定する職員(校長を除く。)の育児短時間勤務又は育児短時間勤務の期間を延長の承認をすること。

10 育児休業法第十二条において準用する同法第五条第二項の規定に基づき、9の承認を取り消すこと。

11 育児休業法第十七条の規定に基づき、負担法第一条に規定する職員(校長を除

く。)の育児短時間勤務の承認が執行した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。

12 育児休業法第十八条の規定に基づき、負担法第一条に規定する職員として任期を定めて採用すること。

## 附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

## 埼玉県教育委員会訓令第三号

埼玉県教育局  
県立教育機関

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県教育委員会委員長 高橋史朗

## 教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

教育局等の職員の勤務時間に関する規程(昭和四十年埼玉県教育委員会訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下この項において「育児休業法」という。)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の勤務時間(一日の勤務時間の時間数が八時間未満の場合に限る。)は、当該承認を受けた時間とする。

第二条中第二項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間は、業務の実情に応じ所属長が定める。

第二条に次の二項を加える。

4 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の週休日の振替を行う場合における当該職員の勤務時間は、四週間を平均して一週間

についての職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二号)第二条第二項から第四項までの規定のいずれかにより定められた時間とする。

5 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年埼玉県条例第七十二号)第二条第一項の規定により公益法人等に派遣された職員の勤務時間、勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間は、埼玉県教育委員会が当該派遣される公益法人等と協議の上定めたところによる。

別表中県立総合教育センター、県立川の博物館及び県立武道館の項を削る。

## 附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

## 埼玉県教育委員会訓令第四号

埼玉県教育局  
県立教育機関

埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県教育委員会委員長 高橋史朗

## 埼玉県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会被服貸与規程(昭和四十三年埼玉県教育委員会訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「常時勤務する者」を「勤務する者」に改める。

別表第四号中「、げんきプラザ」を「及びげんきプラザ」に改め、「及び武道館」を削り、同表第四号の三及び第五号中「博物館」の下に「川の博物館を除く。」を加え、同表第十四号中「学校教育法第七十一条」を「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十二条」に改め、同表第十八号中「並びに」を「及び」に改め、「及び川の博物館」を削る。

## 附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

## 埼玉県教育委員会教育長訓令第二号

埼玉県教育局

## 県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

埼玉県教育委員会教育長 島村和男

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程(昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第五号)の一部を次のように改正する。

第七条中「高校改革推進室長、生徒指導室長」を「生徒指導室長、学校・人事評価室長、高校改革推進室長、全国生涯学習フェスティバル推進室長」に改める。

第九条第一項中「総務幹、報道幹、調整幹」を「報道幹」に改め、「教育指導幹」の下に、「総務幹、調整幹」を、「副館長」の下に、「教育主幹」を加える。

第十三条第三項中「県立教育機関の副所長」の下に「教育主幹及び」を加える。

別表第一委任事務の欄中第十六号を第十八号とし、第九号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、同欄第八号中「教育局等の職員の勤務時間に関する規程(昭和四十年埼玉県教育委員会訓令第三号)」を「勤務時間規程」に改め、同号を同欄第九号とし、同欄第七号の次に次の一号を加える。

八 教育局等の職員の勤務時間に関する規程(昭和四十年埼玉県教育委員会訓令第三号。以下「勤務時間規程」という。)第一条第二項の規定に基づき、職員の休憩時間を一時間とすること。

別表第一委任事務の欄に次の一号を加える。

十 勤務時間規程第三条の規定に基づき、職員の休憩時間の時限における勤務を命令し、定められた休憩時間の時限とは異なる時限を定めて休憩時間を与えること。

別表第二自然の博物館長及び川の博物館長の項機関の長の欄中「及び川の博物館長」を削り、同項委任事務の欄第八号中「第二十一条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同号を同欄第十五号とし、同欄第七号中「第十八条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同号を同欄第十四号とし、同欄第六号中「第十四条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同号を同欄第十三号とし、同欄第五号中「第十三条」を「第十条」に改め、同号を同欄第十二号とし、同欄第四号中「第十条」を「第八条」に改め、同欄第三号中「規則第九条」を「埼玉県立自然と川の博物館管理規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第十号。以下この項において「規則」という。)第十条」に改め、同号を同欄第十号とし、同欄第五号の次に次の四号を加える。

六 条例第七条第三項の規定に基づき、利用の条件を附すること。

七 条例第九条の規定に基づき、遵守事項を定め、及び指示をすること。

八 条例第十条第一項の規定に基づき、利用の条件の変更、停止及び許可の取消しをすること。

九 条例第十三条の規定に基づき、入館を禁止し、又は退館を命ずること。

別表第二自然の博物館長及び川の博物館長の項委任事務の欄第二号中「規則第六条第二項」を「条例第七条第一項」に改め、同号を同欄第五号とし、同欄第三号の次に次の一号を加える。

四 条例第六条第二項の規定に基づき、利用の条件を附すること。

別表第二自然の博物館長及び川の博物館長の項委任事務の欄第一号中「埼玉県立自然と川の博物館管理規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第十号。以下この項において「規則」という。)第五条第一項」を「条例第六条第一項」に改め、「特別利用」の下に「又は変更」を加え、同号を同欄第三号とし、同欄第一号及び第二号として次のように加える。

一 埼玉県立自然と川の博物館条例(平成十七年埼玉県条例第二百二十三号。以下この項において「条例」という。)第四条第二項の規定に基づき、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めること。

二 条例第五条第二項の規定に基づき、開館時間を変更すること。

別表第二武道館長の項を削る。

別表第三第十二号教育長決裁事項の欄に次のように加える。

7 勤務時間規程第一条第二項の規定に基づき、副教育長の休憩時間を一時間とすること。

8 勤務時間規程第三条の規定に基づき、副教育長の休憩時間の時限における勤務を命令し、定められた休憩時間の時限とは異なる時限を定めて休憩時間を与えること。

別表第三第十二号部長決裁事項の欄に次のように加える。

8 勤務時間規程第一条第二項の規定に基づき、部長、副部长及び参事の休憩時間を一時間とすること。

9 勤務時間規程第三条の規定に基づき、部長、副部长及び参事の休憩時間の時限における勤務を命令し、定められた休憩時間の時限とは異なる時限を定めて休憩時間を与えること。

別表第四教育総務部の表財務課の項第一号事務の種類欄中「県立学校」を「県立高等学校」に改め、同号部長専決事項の欄1中「埼玉県立学校の授業料及び入学

料の減免に関する規則」を「埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則」に改める。

別表第四県立学校部の表県立学校人事課の項第一号部長専決事項の欄中「埼玉県立盲学校・ろう学校・養護学校管理規則」を「埼玉県立特別支援学校管理規則」に改め、同欄及び同項第四号部長専決事項の欄中「県立特殊教育諸学校」を「県立特別支援学校」に改める。

別表第四市町村支援部の表生涯学習文化財課の項第五号部長専決事項の欄1中「埼玉県立自然と川の博物館管理規則(以下この項において「自然と川の博物館規則」という。)

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県教育委員会教育長訓令第三号

埼玉県教育局 県立教育機関

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 島村和男

埼玉県教育局等文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等文書管理規程(平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第四号)

の一部を次のように改正する。

別表第一教育機関の項中

然の博物館 自博

県立自然の博物館	自博
県立川の博物館	川博
県立大滝げんきプラザ	大プ
県立武道館	武館

大滝げんきプラザ 大プ

に改める。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県教育委員会教育長訓令第四号

県立学校

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する埼玉県立学校の授業料及び入学料の減免に関する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 島村和男

減免に関する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する埼玉県立学校の授業料及び入学料の減免に関する事務の決裁に関する規程(平成十九年埼玉県教育委員会教育長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する事務の決裁に関する規程

第一条中「埼玉県立学校の授業料及び入学料の減免に関する規則」を「埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則」に改める。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県教育委員会教育長訓令第5号

埼玉県教育局  
県立教育機関

埼玉県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 島村和男

埼玉県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会安全衛生管理規程(平成十年埼玉県教育委員会教育長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二定期健康診断の項対象者の欄中「心電図」の次に「及び腹囲」を加える。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県教育委員会教育長訓令第6号

県立学校

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 島村和男

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県立学校文書管理・公印規程(平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

県立狭山高等学校

を

県立狭山緑陽

高等学校

緑陽高

に、

県立不動岡誠和高等学校

誠和高

を

県立誠和福祉高等学校

誠和高

に、  
県立上尾東高等学校

上東高

を

県立上尾鷹の台高等学校

鷹高

に、

県立所沢東高等学校

所東高

を

県立新座柳瀬高等学校

柳

瀬高

に、

県立毛呂山高等学校

毛高

を

県立鶴ヶ

島清風高等学校

清風高

に改め、県立新座北高等学校の項及び県立駒西

高等学校の項を削り、県立養護学校羽生ふじ高等学校の項の次に次のように加える。

県立寄居城北高等学校

城北高

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇一(代表)